

## 第107回保健師国家試験受験者留意事項

### 【受験地：青森県】

- 本留意事項及び受験票は試験当日必ず携帯すること。
- 本留意事項及び受験票裏面の受験者心得を熟読し、誤りのないようにすること。

- 1 試験日 令和3年2月12日(金曜日)
- 2 集合時刻 9時50分
- 3 解散予定時刻 15時45分頃
- 4 試験場 国立大学法人弘前大学  
所在地 青森県弘前市文京町1

### 5 持参品

- (1) 黒のボールペン
- (2) HBの鉛筆(シャープペンシル不可)
- (3) プラスチック消しゴム
- (4) 鉛筆削り
- (5) 腕時計(電卓、通信又はメモ等の機能がある時計の使用は認めない。)
- (6) マスク(無地のものに限る。)
- (7) 昼食
- (8) その他
  - ① コンパスの使用は認めない。
  - ② 定規(三角定規、分度器機能付きのものを除く。)の使用を認める。
  - ③ 置時計の使用は認めない。

### 6 試験に関する一般事項について

- (1) 保健師国家試験出題基準については、「保健師助産師看護師国家試験出題基準 平成30年版」とする。
- (2) 試験中の飲食は禁止する。ただし、事前の申出により特別に許可された場合にはこの限りでない。
- (3) 試験中に机の上に置くことができるのは、筆記用具(HBの鉛筆、プラスチック消しゴム)、定規(三角定規、分度器機能付きのものを除く。)、受験票及び特別に許可された物のみとする。
- (4) 試験中及び試験終了後の調査において不正行為が確認された場合には、その受験を停止させ、又はその試験を無効とし、一定期間の受験を認めないなどの処分をすることがある。
- (5) 答案用紙は2種類あり、どちらか1種類を配布する。
- (6) 試験問題の持ち帰りを認める。
- (7) 試験場は借り上げたものであるから、汚さないように注意すること。
- (8) 試験場内での喫煙は禁止する。

- (9) 試験場内では、すべて監督員の指示に従うこと。試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を停止させる場合がある。
- (10) 試験場及び近隣の迷惑にならないように、良識のある行動をとること。
- (11) 感染拡大防止のため、咳・くしゃみ、発熱等の症状がある場合には、あらかじめ医療機関を受診すること。
- (12) 試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、暖かい服装等とすること。また、試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、自席で食事をとること。なお、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。
- (13) 試験場では昼食時等を除き常時マスク着用の上、体調不良の場合は必ず申し出ること。マスクを着用していても、二の腕の内側で口を押さえ、他の人から顔をそむけて咳・くしゃみをすること。  
会場においては、感染防止の観点からゴミ箱は設置しないため、鼻汁・痰などを含んだティッシュを含め、ゴミは全て持ち帰ること。  
マスクの着用は説明書をよく読んで正しく着用すること。
- (14) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない。
- (15) 濃厚接触者※に該当した場合には、予め「12 試験に関する照会先」記載の保健師国家試験運営本部事務所に申し出ること。  
※ 試験日前2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。以下同じ。
- (16) 濃厚接触者については、以下の要件を満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める。
- ① 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること
  - ② 受験当日も無症状であること
  - ③ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
  - ④ 終日、別室で受験すること
- (17) 入場時に、発熱・咳等の症状がある又は濃厚接触者である受験者は、その旨を試験監督員等に申し出ること。
- (18) 会場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合※は、迅速抗原検査を実施。陽性反応が出た場合は、オンラインで医師が診察を行い、新型コロナウイルス感染症の診断がされた場合は受験を認めない。それ以外の場合は、別室で受験させる。
- ※ 37.5度以上の発熱がない場合においても、咳等の症状を認めた受験者は同様の取扱とする。

(19) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホームページに掲載するので、注意すること。

○厚生労働省ホームページアドレス

<https://www.mhlw.go.jp>

○試験に関する緊急情報に直接アクセスする URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000109632.html>

(20) 災害等不測の事態によって、厚生労働省等から直接連絡があった場合はその指示に従うこと。

(21) 試験当日に、新型コロナウイルス感染症の診断がされていることを理由に、受験ができなかった受験者については、試験日前後2週間における診断書等の提出により確認のうえ、受験手数料を返還する。

返還方法については、申請様式を含めて厚生労働省ホームページに掲載するので、確認すること。

○新型コロナウイルス感染症対策に関する URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15202.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html)

(22) 試験会場において、受験者から新型コロナウイルス感染者が出た場合には、保健所等関係機関の要請により受験者の連絡先等の個人情報を提示することがある。

(23) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしていることが望ましい。

## 7 修業（卒業）証明書等の提出について

修業（卒業）見込証明書で出願した者は、**令和3年3月12日（金曜日）午後2時まで**に、出願した保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に修業（卒業）証明書を提出すること。

なお、上記期限までに修業（卒業）証明書が提出できない者については、上記期限までに修業（卒業）判定証明書を提出し、必ず**令和3年3月19日（金曜日）午後2時まで**に修業（卒業）証明書を提出すること。

各期限までに必要な書類が出願した保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出されないときは、当該受験は原則として無効とし、その後、修業（卒業）証明書の提出があっても受験は有効とはならないので特に注意すること。

※ 卒業式の日が3月13日（土曜日）以降であっても、卒業日が確定している場合には、3月12日（金曜日）までに修業（卒業）証明書を提出して差し支えない。

ただし、卒業日が確定していない者については、3月12日（金曜日）までに修業（卒業）判定証明書を提出すること。

※ 卒業年月日欄については、3月19日（金曜日）までに卒業できると確定した日（卒業式の日を含む。）を記載すること。3月20日（土曜日）以降の日が記載されているときは、当該受験は原則として無効となるので、特

に注意すること。

8 保健師国家試験受験資格認定書の写しの提出について

国家試験受験資格認定にかかる申請審査中証明書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該証明書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）で出願した者は、**令和3年3月5日（金曜日）午後1時まで**に、「日本語能力試験のN1認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書」と「国家試験受験資格認定に係る申請審査中証明書（原本）」を、厚生労働省医政局看護課まで提出すること。

**令和3年3月19日（金曜日）午後2時まで**に、出願した保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に保健師国家試験受験資格認定書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を提出すること。

9 合格発表及び正解肢の公表について

合格者は令和3年3月26日（金曜日）**午後2時**に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

また、厚生労働省のホームページにおいて、同時刻をもって、正解肢も掲載する。

なお、システムの関係上、掲載に数分間の誤差を生じることがある。（掲載期間は概ね2か月とする。）

**電話による照会には一切応じないので厳に注意すること。**

○合格速報に直接アクセスする URL

<https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2021/siken03/hp03.html>

※最終的な確認は必ず合格証書又は合格者番号一覧で行うこと。

10 成績の通知等について

受験者全員（欠席者及び受験無効者を除く。）に成績を通知することとし、合格者には厚生労働省から令和3年3月26日（金曜日）に合格証書を併せて発送する。

なお、令和3年4月9日（金曜日）までに到着しない場合には、**最寄りの郵便局へ郵便状況を確認した後に**、厚生労働省医政局医事課試験免許室へ問い合わせること。

11 合格者の免許申請について

合格者が有資格者として業務を行うには、免許申請を行い免許の登録を受ける必要があるため、速やかに免許申請を行うこと。

手続きの詳細については、厚生労働省のホームページで確認するとともに、不明な点があれば都道府県の衛生主管部（局）医務担当課又は保健所に問い合わせること。

○免許申請手続きに直接アクセスする URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shikakushinsei.html)

## 12 試験に関する照会先

### (1) 保健師国家試験運営本部事務所

〒130-0022 東京都墨田区江東橋2丁目2番3号  
倉持ビルディング第2ビル6階  
電話番号 03 (6659) 9687

### (2) 厚生労働省医政局医事課試験免許室国家試験係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話番号 03 (5253) 1111 内線 2574、2575、4143  
FAX番号 03 (3503) 3559

※試験に関する照会先に記載された電話番号への連絡については、午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。)

## 13 試験時間 (予定)

第107回保健師国家試験		
試験日	2月12日(金)	
	午前	午後
説明開始時刻	10:00	13:10
試験時間	10:45 }	13:55 }
	12:00	15:15

## 14 交通、略図

## 15 試験室区分

略図、交通、受験番号別試験室については、厚生労働省ホームページに掲載するので、予め確認すること。

試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は認められないので留意すること。

試験室を間違えた場合、他の試験室では受験できないので注意すること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため試験場内の動線を制限する場合があります。

○略図、交通、受験番号別試験室に関する URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/ryuuijikou\\_0001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/ryuuijikou_0001.html)

## 14 交通、略図

### 国立大学法人弘前大学

青森県弘前市文京町 1

- ・ JR「弘前駅」徒歩約 20 分
- ・ 弘南鉄道「弘高下駅」徒歩約 5 分
- ・ 弘南鉄道「弘前学院大前駅」徒歩約 7 分

#### 【バスの場合】

- ・ JR「弘前駅前（中央口）」【3 番のりば】小栗山・狼森線 または 学園町線に乗車  
→「弘前大学前」または「弘大農学生命科学部前」で下車





※試験場へは公共の交通機関を利用し、自家用車等での来場は認められないので留意すること。ただし、6（16）に該当する者を除く。

## 15 試験室区分

国立大学法人弘前大学（受験番号 00001～00200）

No.	建物	階	教室名	受験者数	受験番号
1	総合教育棟	2	201 講義室	35	00001 ~ 00035
2	総合教育棟	3	301 講義室	53	00036 ~ 00088
3	総合教育棟	3	304 講義室	35	00089 ~ 00123
4	総合教育棟	4	401 講義室	77	00124 ~ 00200

試験室の見方

例) 受験番号 00100 の場合

上記表のうち、00100 は 00089～00123 に該当することから、総合教育棟 3 階 304 講義室が試験室となる。

注 1) 試験室については、当日、試験場内の試験室に掲示してある受験番号でも確認すること。

注 2) 試験室を間違えた場合、他の試験室では受験出来ないので注意すること。